

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第八十六条関係）

賞与の 金額に 乗ず べき 率	甲									
	扶 養 親 族									
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	前 月 の 社 会 保 険 料 等 控									
	以 上 未 満		以 上 未 満		以 上 未 満		以 上 未 満		以 上 未 満	
%	千円 68千円未満	千円 94千円未満	千円 133千円未満	千円 171千円未満	千円 210千円未満	千円 250千円未満	千円 290千円未満	千円 330千円未満	千円 370千円未満	千円 410千円未満
2	68	79	94	243	133	269	171	295		295
4	79	252	243	282	269	312	295	345		345
6	252	300	282	338	312	369	345	398		398
8	300	334	338	365	369	393	398	417		417
10	334	363	365	394	393	420	417	445		445
12	363	395	394	422	420	450	445	477		477
14	395	426	422	455	450	484	477	513		513
16	426	550	455	550	484	550	513	557		557
18	550	647	550	663	550	678	557	693		693
20	647	699	663	720	678	741	693	762		762
22	699	730	720	752	741	774	762	796		796
24	730	764	752	787	774	810	796	833		833
26	764	804	787	826	810	852	833	879		879
28	804	857	826	885	852	914	879	942		942
30	857	926	885	956	914	987	942	1,017		1,017
32	926	1,321	956	1,346	987	1,370	1,017	1,394		1,394
35	1,321	1,532	1,346	1,560	1,370	1,589	1,394	1,617		1,617
38	1,532	2,661	1,560	2,685	1,589	2,708	1,617	2,732		2,732
41	2,661	3,548	2,685	3,580	2,708	3,611	2,732	3,643		3,643
45	3,548千円以上		3,580千円以上		3,611千円以上		3,643千円以上			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。
- (二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（備考）賞与の金額に乗すべき率の求め方は、次のとおりである。
- (三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、四に該当する場合を除き、
  - (1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求める。
  - (2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保
  - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率
- (四) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当す該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判に1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。
- (五) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた
  - (1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。
  - (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め
  - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率
- (六) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この規定を含む。）により税額を計算する。
- (七) (一)から(六)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

別表第五(九)を次のように改める。

## (九)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額
6,372,000	6,376,000	4,557,600	6,492,000	6,496,000	4,653,600	6,600,000	10,000,000	
6,376,000	6,380,000	4,560,800	6,496,000	6,500,000	4,656,800			
6,380,000	6,384,000	4,564,000	6,500,000	6,504,000	4,660,000			
6,384,000	6,388,000	4,567,200	6,504,000	6,508,000	4,663,200			
6,388,000	6,392,000	4,570,400	6,508,000	6,512,000	4,666,400			
6,392,000	6,396,000	4,573,600	6,512,000	6,516,000	4,669,600	10,000,000	20,000,000	給与等の金額から2,200,000円を控除した金額
6,396,000	6,400,000	4,576,800	6,516,000	6,520,000	4,672,800			
6,400,000	6,404,000	4,580,000	6,520,000	6,524,000	4,676,000			
6,404,000	6,408,000	4,583,200	6,524,000	6,528,000	4,679,200			
6,408,000	6,412,000	4,586,400	6,528,000	6,532,000	4,682,400			
6,412,000	6,416,000	4,589,600	6,532,000	6,536,000	4,685,600	20,000,000円		17,800,000円
6,416,000	6,420,000	4,592,800	6,536,000	6,540,000	4,688,800			
6,420,000	6,424,000	4,596,000	6,540,000	6,544,000	4,692,000			
6,424,000	6,428,000	4,599,200	6,544,000	6,548,000	4,695,200			
6,428,000	6,432,000	4,602,400	6,548,000	6,552,000	4,698,400			
6,432,000	6,436,000	4,605,600	6,552,000	6,556,000	4,701,600			
6,436,000	6,440,000	4,608,800	6,556,000	6,560,000	4,704,800			
6,440,000	6,444,000	4,612,000	6,560,000	6,564,000	4,708,000			
6,444,000	6,448,000	4,615,200	6,564,000	6,568,000	4,711,200			
6,448,000	6,452,000	4,618,400	6,568,000	6,572,000	4,714,400			
6,452,000	6,456,000	4,621,600	6,572,000	6,576,000	4,717,600			
6,456,000	6,460,000	4,624,800	6,576,000	6,580,000	4,720,800			
6,460,000	6,464,000	4,628,000	6,580,000	6,584,000	4,724,000			
6,464,000	6,468,000	4,631,200	6,584,000	6,588,000	4,727,200			
6,468,000	6,472,000	4,634,400	6,588,000	6,592,000	4,730,400			
6,472,000	6,476,000	4,637,600	6,592,000	6,596,000	4,733,600			
6,476,000	6,480,000	4,640,800	6,596,000	6,600,000	4,736,800			
6,480,000	6,484,000	4,644,000						
6,484,000	6,488,000	4,647,200						
6,488,000	6,492,000	4,650,400						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

(法人税法の一部改正)

第三条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

「第一節 課税標準及

目次中「第一節 課税標準及びその計算（第四百四十一条・第四百四十二条）」を

第一款 課税標準

第二款 恒久的施

第三款 その他の

びその計算

（第四百四十一条）

設帰属所得に係る所得の金額の計算（第四百四十二条―第四百四十二条の八）

に、「第四百四十三条・第四百四

国内源泉所得に係る所得の金額の計算（第四百四十二条の九）

十四条」を「第四百四十三条―第四百四十四条の二」に、「第三節 申告、納付及び還付等（第四百四十五

「第三節 申告、納付及び還付等

第一款 中間申告（第四百四十四条の三―第四百四十四条の五）

条)」を

第二款 確定申告(第四百四十四条の六―第四百四十四条の八)

に、「第五章 更正及び決定

第三款 納付(第四百四十四条の九・第四百四十四条の十)

第四款 還付(第四百四十四条の十一―第四百四十四条の十三)

第五款 更正の請求の特例(第四百四十五条)

」

(第四百四十七条)」を

「第五章 恒久的施設に係る取引に係る文書化(第四百四十六条の二)

に改める。

第六章 更正及び決定(第四百四十七条―第四百四十七条の四)

」

第二条第十二号の十七の次に次の一号を加える。

十二の十八 恒久的施設 次に掲げるものをいう。

イ 外国法人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるもの

ロ 外国法人の国内にある建設作業場(外国法人が国内において建設作業等(建設、据付け、組立て

その他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。)を行う

場所をいい、当該外国法人の国内における当該建設作業等を含む。)

ハ 外国法人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で

定めるもの

第二条第二十六号中「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に改め、同条第三十号中「(第四百五  
条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を「又は第四百四十四条の三第一項  
若しくは第二項(中間申告)」に改め、同条第三十一号中「(第四百四十五条第一項において準用する場合  
を含む。)」を「又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項(確定申告)」に改め、同条第三十八号中  
「納付」(第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。 )又は「を」(納付)、「に」、「」の規定」  
を「」又は第四百四十四条の九(中間申告による納付)の規定」に改め、同条第四十号中「並びに第三百三  
五条第三項第三号」を「、第三百三十五条第三項第三号」に改め、「特例」の下に「、第四百四十七条の三  
(確定申告に係る更正等による所得税額等の還付)並びに第四百四十七条の四(確定申告に係る更正等又は  
決定による中間納付額の還付)」を加える。

第四条第三項中「第三百三十八条」を「第三百三十八条第一項」に改める。

第九条第一項中「各事業年度の所得のうち」を削り、「(外国法人に係る法人税の課税標準)」を  
「(課税標準)」に、「各号に掲げる」を「各号に定める」に改める。

第十条の三第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなる場合（当該外国法人を被合併法人とする適格合併その他の政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなる場合を除く。）には、その有しないこととなる日に当該外国法人が解散したものとみなして、第四百四十四条の十三第九項（欠損金の繰戻しによる還付）の規定その他政令で定める規定を適用する。

4 恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合（その有することとなつた日の属する事業年度前のいずれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限る。）には、その有することとなつた日に当該外国法人が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一 第四百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により第五十七条の規定に準じて計算する場合における同条第一項の規定

二 第四百四十二条第二項の規定により第五十八条の規定に準じて計算する場合における同条第一項の規

定

三 第四百二十二条第二項の規定により第五十九条の規定に準じて計算する場合における同条の規定

四 第四百十二条の二第二項（還付金等の益金不算入）の規定

五 第四百十四条の二第二項、第三項及び第八項（外国法人に係る外国税額の控除）の規定

六 第四百十四条の十三第一項（第一号に係る部分に限り、同条第九項において準用する場合を含む。

む。）、「第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）、「第六項及び第十一項の規定

第十三条第二項第二号中「第四百十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人のいずれかに該当すること」を「恒久的施設を有する外国法人に」に、「当該外国法人に該当しないで第三百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）」を「恒久的施設を有しないで第三百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）」に、「第四百十一条第四号に掲げる」を「第四百十一条第二号（課税標準）に定める」に、「第三百三十八条第二号に」を「同項第四号に」に、「第四百十一条各号」を「同条各号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める。

第十四条第一項第二十三号及び第二十四号を次のように改める。



二十三 恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有することとなつた場合 その事業年度開始の日からその有することとなつた日の前日までの期間及びその有することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間

二十四 恒久的施設を有する外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有しないこととなつた場合 その事業年度開始の日からその有しないこととなつた日までの期間及びその有しないこととなつた日の翌日からその事業年度終了の日までの期間

第十四条第一項第二十五号中「第四百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人」を「恒久的施設を有しない外国法人」に、「第三百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）」を「第三百三十八条第一項第四号（国内源泉所得）」に改める。

第十七条中「掲げる場所」を「定める場所」に改め、同条第一号中「第四百四十一条第一号から第三号まで（国内に恒久的施設を有する外国法人）に掲げる」を「恒久的施設を有する」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二号中「前号に該当しない」を「恒久的施設を有しない」に、「第三百三十八条第三号（不動産の貸付け等の対価）」を「第三百三十八条第一項第五号（国内源泉所得）」に改める。

第二十六条第一項第四号中「又は」を「若しくは」に、「の規定」を「又は地方法人税法（平成二十六年法律第 号）第二十三条（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付）の規定」に改め、同条第三項中「第六十九条第五項」を「第六十九条第十一項」に、「被合併法人等から」を「被合併法人等である他の内国法人から」に改め、同条第四項中「又は」を「若しくは地方法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は」に改め、同条第五項中「又は」を「若しくは地方法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項の規定により計算される金額又は」に改める。

第三十四条第一項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ(2)中「（委員会）」を「（指名委員会等）」に改め、同条第三項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改める。

第三十八条第一項中「」の額」の下に「及び地方法人税（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び加重算税を除く。以下この項において同じ。）の額」を加え、「次に」を「第一号から第三号までに」に改め、「法人税の額」の下に「及び第四号から第六号までに掲げる地方法人税の額」を加え、同項に次の

三号を加える。

四 第一号に掲げる法人税に係る地方法人税

五 国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき金額のうち同法第十九条第四項第三号ハ又は第二十八条第二項第三号ハに掲げる金額に相当する地方法人税

六 地方法人税法第十九条第五項（確定申告）において準用する第七十五条第七項（第七十五条の二第六項若しくは第八項、第八十一条の二十三第二項又は第八十一条の二十四第三項若しくは第六項において準用する場合を含む。）の規定による利子税

第三十八条第三項中「又は」を「若しくは地方法人税の減少額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額又は」に改め、同条第四項中「又は」を「若しくは地方法人税の負担額として当該他の内国法人に帰せられる金額として地方法人税法第十五条第一項の規定により計算される金額又は」に改める。

第六十二条の七第七項中「第二項第一号」を「第一項の支配関係法人が特定適格組織再編成等前に同項の内国法人との間に支配関係がある他の法人から移転を受けた資産について政令で定めるところにより第

二項第一号の特定引継資産とみなすほか、同号」に改める。

第六十七条第三項中「金額」並びに」を「金額」及び当該事業年度の地方法人税法第九条第二項（課税標準）に規定する課税標準法人税額（同法第六条第一号（基準法人税額）に定める基準法人税額に係るものに限る。）につき同法第三章（税額の計算）（第十一条（特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額）を除く。）の規定により計算した地方法人税の額並びに」に改め、同項第五号中「法人税の額並びに」を「法人税の額及び地方法人税の額並びに」に改める。

第六十九条第一項中「第八項」を「第十四項」に、「所得でその源泉が国外にあるもの」を「国外所得金額（国外源泉所得に係る所得のみについて各事業年度の所得に対する法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額に相当するものとして政令で定める金額をいう。）」に改め、同条第二項中「の控除限度額と」を「の控除限度額、地方法人税控除限度額として政令で定める金額及び」に、「との合計額」を「の合計額」に、「第十一項」を「第十七項」に改め、同条第三項中「第十一項」を「第十七項」に改め、同条第十三項中「第六項及び第八項」を「第十四項」に、「第五項まで及び第七項」を「第十三項まで」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十二項を同条第十八項とし、

同項の次に次の二項を加える。

19 第一項から第三項までの規定の適用を受ける内国法人は、当該内国法人が他の者との間で行った取引のうち、当該内国法人の各事業年度の第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該取引から生ずる所得が当該内国法人の国外事業所等に帰せられるものについては、財務省令で定めるところにより、当該国外事業所等に帰せられる取引に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

20 第一項から第三項までの規定の適用を受ける内国法人は、当該内国法人の本店等と国外事業所等との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が第四項第一号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第六十九条第十一項を同条第十七項とし、同条第十項を同条第十六項とし、同条第九項を同条第十五項とし、同条第八項中「被合併法人等から」を「被合併法人等である他の内国法人から」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「が第五項」を「が第十一項」に、「第五項」を「第十一項」に、

「並びに第五項」を「並びに第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「分割法人等」の下に「である他の内国法人」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第五項中「第八項」を「第十四項」に、「」から」を」である他の内国法人から」に改め、同項第二号中「第七項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項の次に次の六項を加える。

4 第一項に規定する国外源泉所得とは、次に掲げるものをいう。

一 内国法人が国外事業所等（国外にある恒久的施設に相当するものその他の政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を通じて事業を行う場合において、当該国外事業所等が当該内国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該国外事業所等が果たす機能、当該国外事業所等において使用する資産、当該国外事業所等と当該内国法人の本店等（当該内国法人の本店、支店、工場その他これらに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該国外事業所等以外のものをいう。以下この条において同じ。）との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該国外事業所等に帰せられるべき所得（当該国外事業所等の譲渡により生ずる所得を含み、第十四号に該当するものを

除く。)

二 国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得

三 国外にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの

四 国外において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行う法人が受ける当該人的役務の提供に係る対価

五 国外にある不動産、国外にある不動産の上に存する権利若しくは国外における採石権の貸付け（地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。）、国外における租鉱権の設定又は所得税法第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者若しくは外国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価

六 所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等及びこれに相当するものうち次に掲げるもの

イ 外国の国債若しくは地方債又は外国法人の発行する債券の利子

ロ 国外にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所」とい

う。)に預け入れられた預貯金(所得税法第二条第一項第十号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。)の利子

ハ 国外にある営業所に信託された合同運用信託若しくはこれに相当する信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託(所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託をいう。次号ロにおいて同じ。)若しくはこれに相当する信託の収益の分配

七 所得税法第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等及びこれに相当するもののうち次に掲げるもの

イ 外国法人から受ける所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息

ロ 国外にある営業所に信託された所得税法第二条第一項第十二号の二に規定する投資信託(公社債投資信託並びに公募公社債等運用投資信託及びこれに相当する信託を除く。)又は第二条第二十九号ハ(定義)に規定する特定受益証券発行信託に相当する信託の収益の分配

ハ 国外において業務を行う者に対する貸付金(これに準ずるものを含む。)で当該業務に係るもの



利子（政令で定める利子を除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。）

九 国外において業務を行う者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの

イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料又はその譲渡による対価

ロ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の使用料又はその譲渡による対価

ハ 機械、装置その他政令で定める用具の使用料

十 国外において行う事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの

十一 国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第六項（定義）に規定する外国保険業者の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受取る割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）

十二 次に掲げる給付補填金、利息、利益又は差益

イ 所得税法第七十四条第三号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる給付補填金のうち国外にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの

ロ 所得税法第七十四条第四号に掲げる給付補填金に相当するものうち国外にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に相当するものに係るもの

ハ 所得税法第七十四条第五号に掲げる利息に相当するものうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの

ニ 所得税法第七十四条第六号に掲げる利益のうち国外にある営業所を通じて締結された同号に規定する契約に係るもの

ホ 所得税法第七十四条第七号に掲げる差益のうち国外にある営業所が受け入れた預貯金に係るもの

ヘ 所得税法第七十四条第八号に掲げる差益に相当するものうち国外にある営業所又は国外において契約の締結の代理をする者を通じて締結された同号に規定する契約に相当するものに係るもの

十三 国外において事業を行う者に対する出資につき、匿名組合契約（これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。）に基づいて受ける利益の分配

十四 国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行うことにより生ずる所得のうち国外において行う業務につき生ずべき所得として政令で定めるもの

十五 第三百二十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する租税条約（以下この号及び第七項から第九項までにおいて「租税条約」という。）の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（第八項及び第九項において「相手国等」という。）において租税を課することができるとされる所得のうち政令で定めるもの

十六 前各号に掲げるもののほかその源泉が国外にある所得として政令で定めるもの

5 前項第二号から第十三号まで及び第十六号に掲げる所得には、同項第一号に掲げる所得に該当するものは、含まれないものとする。

6 第四項第一号に規定する内部取引とは、内国法人の国外事業所等と本店等との間で行われた資産の移転、役務の提供その他の事実で、独立の事業者の間で同様の事実があつたとしたならば、これらの事業

者の間で、資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引（資金の借入れに係る債務の保証、保険契約に係る保険責任についての再保険の引受けその他これらに類する取引として政令で定めるものを除く。）が行われたと認められるものをいう。

7 租税条約において国外源泉所得（第一項に規定する国外源泉所得をいう。以下この項において同じ。）につき前三項の規定と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける内国法人については、これらの規定にかかわらず、国外源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その租税条約に定めるところによる。

8 内国法人の第四項第一号に掲げる所得を算定する場合において、当該内国法人の国外事業所等が、同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨を定める租税条約以外の租税条約の相手国等に所在するとき、同号に規定する内部取引には、当該内国法人の国外事業所等と本店等との間の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の支払に相当する事実（政令で定める金融機関に該当する内国法人の国外事業所等と本店等との間の利子の支払に相当する事実を除く。）その他政令で定める事実は、含まれないものとする。